

全部・個人事項証明（戸籍謄抄本）等の郵送請求のしかた

本籍地が尼崎市の場合は、下欄に必要事項を記入し、押印のうえ申請してください。

- 手数料

全部・個人事項証明（戸籍謄抄本）	・・・	1通	450円
除籍・原戸籍謄抄本	・・・	1通	750円
身分証明	・aのみ300円、bのみ300円、ab両方		600円
戸籍の附票の写し	・・・	1通	300円

 （身分証明、附票の写しの手数料は、市区町村により異なります。）
- 送付方法
 - ①手数料相当額の定額小為替証書（郵便局で購入、指定受取人欄は空欄）
 - ②下記「全部・個人事項証明（戸籍謄抄本）等交付請求書」
 - ③申請者の本人確認資料
 （マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・資格確認書等）のコピー
 - ④返信用封筒（送り先の住所、氏名を記載のうえ切手を貼ってください。）
 送り先住所については、申請者が住民登録されている住所を記入してください。
 （注） 代理人による請求には委任状と、代理人の本人確認資料のコピーが必要です。
 また、請求者との続柄が確認できない場合、続柄が判る戸籍のコピーを添付してください。
- 請求先 〒660-8501（**尼崎市役所専用の郵便番号のため、住所の記入は不要です**）
 尼崎市役所 市民サービス部 市民課

※尼崎市では、平成6年法務省令第51号附則第2条第1項により、平成14年11月2日に戸籍を改製しています。
 改製前に婚姻、離婚、死亡等で除籍になっている方は、改製後の戸籍に記載しておりません。
 なお、大正以前に除籍になった戸籍については、廃棄済のため交付できません。

全部・個人事項証明（戸籍謄抄本）等交付請求書

本 籍			
フリガナ 筆頭者			生 年 月 日 年 月 日
個人事項証明（戸籍抄本）の場合 だれのものが必要ですか。	フリガナ 氏名		生年月日 年 月 日
必要なものに通数を記入してください。 ①全部事項証明（戸籍謄本） 通 ②個人事項証明（戸籍抄本） 通 ③除籍謄本 通 ④除籍抄本 通 ⑤原戸籍謄本 通 ⑥原戸籍抄本 通 ⑦戸籍の附票の写し（平成14年11月2日改製前の附票は廃棄済です。） 通 ☐ 本籍・筆頭者の表示 ☐ 在外選挙人登録の記載 （第三者請求で記載希望の場合は、請求の理由を厳格に審査した上での交付となります。） ⑧身分証明 a ☐ 後見の登記の通知を受けていない。 禁治産または準禁治産の宣告の通知を受けていない。 b ☐ 破産宣告の通知を受けていない。 aのみ記載 通 bのみ記載 通 aとbを両方記載 通			
請求理由	（何に使われるのか具体的に記入してください。） ☐ 出生から死亡までの連続した戸籍謄本（必要な方の氏名） セット （尼崎市に存在するものは全て発行します。手数料の目安は1セット3,000円です。）		
申請者	住所	〒 —	
	氏名	印	筆頭者との関係
	昼間の連絡先	（ ） —	
最近届出を された方	令和 年 月 日に出生・死亡・婚姻・離婚・その他（ ） の届書を 市区町村役所（場）へ提出		